

*待期期間の3日間も労務不能であることが必要。
初回申請の際は、医師が労務不能と認めた起算日以降、連続した待期期間3日間終了確認後、4日目を以降の日を記載すること(本作成例は初回申請)。

事業主が証明・確認するところ	労務に服さなかった期間		令和 X年 9月 7日から 令和 X年 9月 30日まで	24 日間
	上記期間中、報酬の全部または一部を支給しましたか、支給したときの期間および金額		令和 X年 X月 X日から 令和 X年 X月 X日まで	2 日間
			金額	12,000 円
	うえのとおり相違ないことを証明します。 令和 X年 X月 X日 事業所名称 所在地 事業主の証明 事業主氏名			

療養を担当した医師の意見	傷病名	右足関節骨折		
	発病または負傷の年月日	令和 X年 X月 X日	療養の給付を開始した年月日	令和 X年 X月 X日
	発病または負傷の原因	サッカーのプレー中に転倒し、骨折した		
	労務不能と認めた期間	令和 X年 9月 4日から 令和 X年 9月 30日まで	27 日間	診療実日数 3 日間
	傷病の主症状および経過概要	骨折により歩行不能状態となり、関節に転位(ずれ)がみられるため手術により骨を固定。経過は順調。		
	うえのとおり相違ないことを証明します。 令和 X年 10月 3日 医療機関の所在地 医療機関の名称 医師の証明 医師の氏名			

*医師証明日は、「労務不能と認めた期間」の最終日以降に診療を受けた日の証明日を記載

※労務不能期間中、診療実日数が0日間は認められません。

